

指定施術機関の届出事項一覧

届出を要する事項	※指定申請書	変更届	廃止届	休止届	その他
・助産師、柔道整復師、あん摩マッサージ師、はり師・きゅう師（以下「施術者等」という。）が新たに生活保護法等による指定を受ける場合	○				
・改姓により施術者等の氏名が変わった場合 ・転居により施術者等の住所が変わった場合（市外への転居を除く。） ・施術者等の勤務する助産所又は施術所が変わった場合		○			
・施術者等が死亡した場合 ・施術者等が業務を廃止した場合 ・施術者等が市外に転居した場合（転居先を管轄する福祉事務所で新たに指定申請を行う必要があります。）			○		
・施術者等が業務を休止する場合				○	
・休止していた業務を再開する場合					再開届
・施術者等が医療法等による処分を受けた場合					処分届
・生活保護法等による指定を辞退する場合					辞退届 ※30 日以上の 予告期間が必要

※指定申請書を提出する場合は、必ず「誓約書」も併せて提出してください。

変更、廃止、休止及び再開の場合は、10 日以内に届出を行ってください。